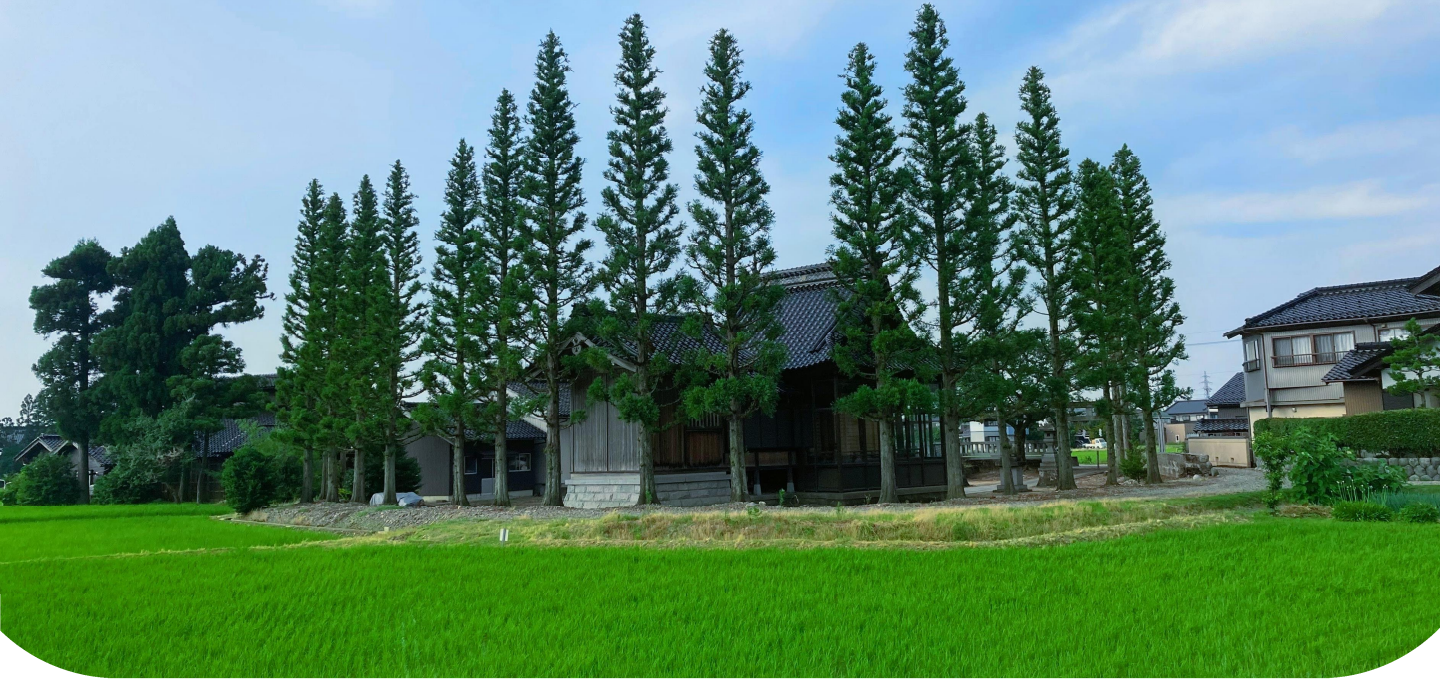


令和9年分

屋敷林の「枝打ち」「育成」等を支援します！

散居景観保全事業



整える



景観に配慮し、専門的技術を要する高木の枝打ち、間伐

費用の2分の1
(交付上限額20万円/戸)

育てる



新たな屋敷林、後継樹の育成（苗木の植樹）

費用の2分の1
(交付上限額15万円/地区)

伝える



散居景観の保全・創造を目的とした学習会、地域間交流、体験等

費用の2分の1
(交付上限額15万円/地区)

■事業の目的

屋敷林を正常に育成させ、美しい散居景観の保全及び創造を図るため、住民等が自主的かつ主体的に行う活動に対して支援するものです

■支援対象者

散居景観を活かした地域づくり協定」の協定を締結している地区及び協定者

(裏面あり)

お問合せ 砺波市農地林務課 ☎33-1431



■支援内容

	項目	補助額	必要書類	備考
1	屋敷林の枝打ち	費用の2分の1 (交付上限額20万円/ 1戸あたり)	①計画概要書 (以下2点を貼付) ・屋敷林の現況写真 ・施工地を示した地図 ②業者見積 ※1 (<u>施工予定月、樹種・ 本数の明記が必要</u>)	・初回申請者を優先的に、予算の範囲内で採択します。 ※2 ・屋敷林の育成に無関係な伐採は、支援対象外です。
2	屋敷林の植樹	費用の2分の1 (交付上限額15万円/ 年：1地区あたり)	①計画概要書 (以下2点を貼付) ・植樹地の現況写真 ・植樹地を示した地図 ②業者見積 ※1 (<u>樹種・本数の明記が必要</u>)	・高木になる樹種とし、果樹や庭園仕立てを目的とするものは除きます。
3	屋敷林に関する 研修等	費用の2分の1 (交付上限額15万円/ 年：1地区あたり)	①計画概要書	事前にご相談ください。

※1 2社以上から見積もりをとり、適正な価格、内容で実施しましょう。

※2 同一敷地は、4年に一度（令和5年度以前に補助を受けた方）補助申請をすることができます。

【良い枝打ちの例】



- ・樹木の本来の樹形を保っている（針葉樹は円錐形、広葉樹は円形）
- ・枝打ち後の葉量が実施前の60%以上

【支援対象外となる枝打ちの例】



- ・樹木の本来の樹形と異なっている
- ・枝打ち後の葉量が実施前の60%以下

■申込先

希望者は、必要書類を準備して、地区の代表者に提出してください。

代表者は、地区内の要望をとりまとめて、砺波市農地林務課に提出してください。

採択の可否については、令和8年内に通知します。

■申込期限

令和8年7月21日(火) 正午必着

